

令和2年分 税の申告（事前予約制）

所得税、市・県民税の申告は **2月10日** 日曜～**3月15日** 日曜

事前予約制導入に伴う注意点

市では、令和3年1月1日現在、市内に住民登録がある方を対象に**申告相談を事前予約制**で行います。新型コロナウイルス感染防止対策として、申告会場の混雑緩和・待ち時間の短縮を図るため、ご理解とご協力をお願いします。
なお、ご予約のない方が当日来場された場合、申告相談を受けることはできませんので、ご注意ください。
また、円滑な申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を済ませてからご来場ください。

◎市税などの地方税に関する問い合わせ

☎ 税務課（千代田庁舎）

◎所得税や消費税などの国税に関する問い合わせ

☎ 土浦税務署

☎ 029-822-1100



◆国税庁ホームページ



◆e-Tax(電子申告)ホームページ

申告期間

◎期間 地区割はありませんので、ご都合の良い日を予約してください。

会場	期間（土 日 祝は除く）	休日相談日
中央出張所（働く女性の家）	2月10日 日曜～2月21日 日曜	2月21日 日曜
あじさい館	2月18日 日曜～3月15日 日曜	3月7日 日曜
千代田庁舎	2月24日 日曜～3月15日 日曜	3月7日 日曜

◎時間 20分単位でのご案内です。当日の進捗状況により、ご案内が前後する場合があります。

午前の部	① 8:40	② 9:00	③ 9:20	④ 9:40	⑤ 10:00	⑥ 10:20
	⑦ 10:40	⑧ 11:00	⑨ 11:20	⑩ 11:40		
午後の部	⑪ 13:00	⑫ 13:20	⑬ 13:40	⑭ 14:00	⑮ 14:20	⑯ 14:40
	⑰ 15:00	⑱ 15:20	⑲ 15:40	⑳ 16:00	㉑ 16:20	

事前予約の方法

①電話予約

予約専用ダイヤルに電話していただき、音声ガイダンスに沿って「**電話で予約**」を選択し、予約してください。

②インターネット予約

予約専用ダイヤルに電話していただき、音声ガイダンスに沿って「**インターネット予約**」を選択してください。
ショートメールで予約用 URL が送信されますので、ログインして予約してください。

【予約する際の注意点】

○ご利用の電話番号での予約管理となり、1つの電話番号につき1回まで予約できます。

○複数名予約（最大4人）をする場合、1名につき20分ずつ連続した時刻での予約となります。（※1）

○同一世帯の方が同時刻に申告相談をすることができません。必ず時刻を変えて予約してください。（※2）

○税務課から「令和2年度申告相談お知らせ」はがきが届いている方は、はがきの通知番号を入力してください。

（例）※1 ⑤ 10:00、⑥ 10:20、⑦ 10:40 → ○ 20分ずつ連続している

⑤ 10:00、⑧ 11:00 → × 20分ずつ連続していない

※2 夫の予約を⑪ 13:00、妻の予約も⑪ 13:00とした申告受け付けはできません。

◎予約専用ダイヤル（24時間受け付け）

当日予約はできませんので、必ず前日までに予約をしてください。通話料、通信料は自己負担となります。

予約期間：1月18日 日曜～3月14日 日曜

会場	予約専用ダイヤル
中央出張所（働く女性の家）	☎ 050-3173-9074
あじさい館	☎ 050-3173-9075
千代田庁舎	☎ 050-3173-9076

※会場によって電話番号が異なりますので、かけ間違いにご注意ください。

新型コロナウイルス感染防止にご協力ください

●マスクの着用、アルコール消毒、換気

来場の際はマスクを着用し、会場の出入口に設置されたアルコール消毒液での手指消毒をお願いします。会場ではこまめな換気を実施しますので、暖かい服装でご来場ください。

●検温の実施

来場の際に検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合、申告相談をお断りさせていただきます。また、咳や発熱、倦怠感など、体調不良の方は来場を控えていただくようお願いします。

●混雑緩和

待合室の混雑緩和のため、できる限り少人数で予約時間の10分前を目安にお越しください。

マイナンバーの記入

マイナンバーの記入が義務付けられています。「①申告者と市外在住の扶養親族の個人番号確認」と「②申告書を提出される方の本人確認」を実施しますので、次の書類をご持参ください。

①番号確認に必要な書類

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票など個人番号が確認できるもの

※市外在住の扶養親族の番号については、メモやコピーでも対応できます。

②本人確認に必要な書類

○1点で本人確認ができる書類(顔写真あり)

個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など

○2点で本人確認ができる書類(顔写真なし)

各種保険証、住民基本台帳カード(有効期限内)、年金手帳など

市役所では受け付けできない申告

●次に記載のある申告相談は、市役所で受け付けできません。直接税務署にご相談ください。

○青色申告

○過年度分の確定申告

○消費税、贈与税、相続税の申告

○譲渡所得(株や不動産などを売買した所得)の確定申告

○先物取引などの確定申告

○住宅関連特別控除(特定増改築など)

○雑損控除(災害や盗難による損失など)

○外国人の方などの高度な判断を要する確定申告

●土浦税務署では、令和2年分の所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配布しますが、配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。LINEでも事前発行しています。

▶期間、対象者および申告会場

期間(国・回(祝は除く))	休日相談日	対象者	申告会場
2月1日(回)～2月15日(回)		還付申告の方	さん・あびお 2階 (土浦市大畑1611番地)
2月16日(回)～3月15日(回)	2月21日(回)、28日(回)	すべての方	

※贈与税については、2月1日(回)から申告相談を受け付けています。

▶時間 午前9時～午後4時

○確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、できる限り少人数でお越しください。

○入場の際に検温を実施しています。咳・発熱などの症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。

○午後4時前であっても、相談受け付けを終了する場合があります。

○2月1日(回)～3月15日(回)は、土浦税務署庁舎では申告相談を行っていません。

○「さん・あびお」への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

○現金納付の窓口業務は行いません。



LINE
友達登録

申告が必要な方・不要な方

【必要な方】

○個人事業主など

・営業や農業、その他事業を営む方
農業所得は、自作、代作、出荷の有無にかかわらず、耕作したものが対象となります。

・不動産、利子、配当、雑、一時所得、原稿料、講演料などの収入がある方

○給与所得者

・給与以外に、農業や不動産などの収入がある方

・勤務先から市に「給与支払報告書」を提出しない方

・令和2年中の就職や退職により、勤務先で年末調整をしていない方

・2カ所以上から給与の支払を受けている方

・給与の収入金額が2,000万円を超える方

○公的年金等の受給者

・公的年金以外に、農業や不動産などの収入がある方

・受給合計額が400万円を超える方

○収入がない方、非課税所得のみの受給者

・遺族年金、遺族恩給、障害者年金、失業保険は非課税所得です。

※税法上どなたの扶養にもなっていない場合、申告をしないと保険税などの軽減措置を受けることができませんので、ご注意ください。

○医療費や扶養などの控除を追加する方

※インフルエンザ予防接種などの「疾病の予防のための費用」は、医療費控除の対象となりません。また、人間ドックや健康診断の費用も原則対象となりません。

【不要な方】

・所得税の確定申告書を税務署に提出した方

・収入が1カ所からの給与のみで、勤務先で年末調整が済み、給与支払報告書が市に提出される方

・収入が公的年金等のみで受給額合計が400万円以下の方

※公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下である場合には、住民税の申告が必要になります。

※外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金を受給している場合、この制度は適用されません。

申告相談に必要なもの

○マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載された住民票などの個人番号の確認できる書類

○はんこ(朱肉を使うもの)

○本人名義の預金通帳など

○収入の分かる証明

○控除額の分かる証明

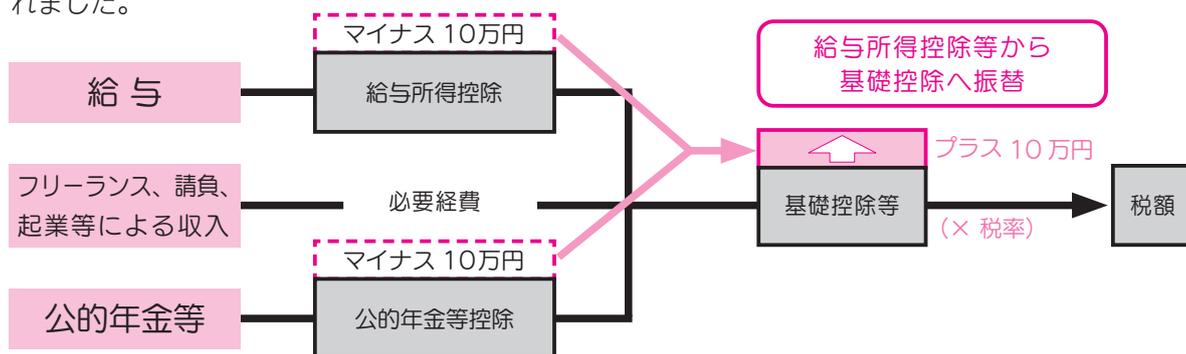
※昨年度、確定申告をされた方は、税務署から届く「確定申告のお知らせ」はがきを持参してください。

	対象者	必要書類の例
収入の分かる証明	給与所得者 公的年金所得者	源泉徴収票(原本)、事業主の支払証明書など ※給与支払報告書、年金払込通知書での受け付けはできません。
	営業等所得者 農業所得者 不動産所得者	収支内訳書(必ず記入の上、持参してください) ※収支内訳書の用紙は、千代田庁舎税務課、霞ヶ浦庁舎窓口センター、中央出張所、農協、漁協の窓口に設置してあります。 ※固定資産税を経費として計上する場合は、課税明細書を参照してください。
控除額の分かる証明	医療費控除を受ける方	医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書 ※領収書の日付(令和2年1月1日～12月31日)を確認し、受診者や病院ごとに集計してください。 ※医師などが発行するおむつ使用証明書などは原本を持参してください。
	社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、任意継続保険料などの領収証、納付済額証明書
	生命保険料控除または地震保険料控除を受ける方	個人年金保険料、生命保険料もしくは介護医療保険料控除証明書、または地震保険料もしくは長期損害保険料控除証明書(平成18年末までに契約締結されたもの)
	住宅借入金等特別控除を初めて受ける方	原本：住宅取得資金に係る収入金の年末調整残高証明書、家屋(土地も含む)の登記簿謄本 写し：請負(売買)契約書、その他(認定通知書など)
	市外在住者を扶養親族とする方	扶養親族の住所、氏名、生年月日および個人番号の分かるもの

令和2年分確定申告から適用される主な税制改正

1. 給与所得控除などから基礎控除への振替

給与所得控除および公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。



2. 給与所得控除の改正

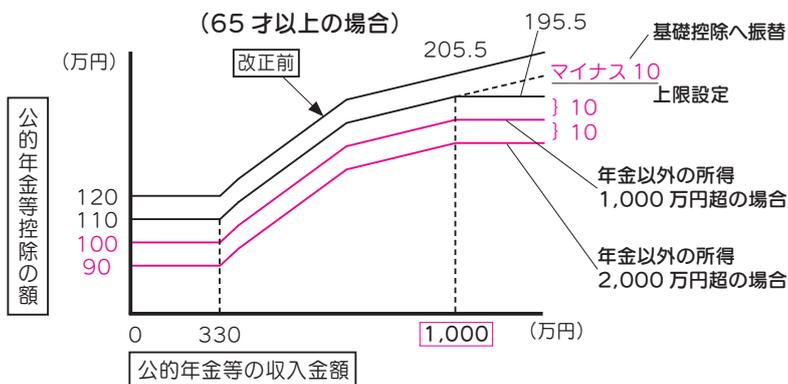
給与収入が850万円を超える方の控除額が195万円に引き下げられました。

子育て世代などに配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族などを有する方には、負担増が生じない措置が講じられています。(所得金額調整控除)

給与などの収入金額	給与所得控除額	
	令和2年分	
162万5千円以下	55万円	
162万5千円超 180万円以下	その収入金額×40% - 10万円	
180万円超 360万円以下	その収入金額×30% + 8万円	
360万円超 660万円以下	その収入金額×20% + 44万円	
660万円超 850万円以下	その収入金額×10% + 110万円	
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超	195万円	

3. 公的年金等控除の改正

公的年金等収入が1,000万円を超える方の控除額に上限が設けられました。公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える方の控除額が引き下げられました。



4. 基礎控除の改正

基礎控除が38万円から48万円に引き上げられると共に、合計所得金額が2,400万円を超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円を超える方の控除が廃止されました。

5. ひとり親に対する税制上の措置など

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する所得500万円以下の単身者について、「ひとり親控除」が創設されました。それ以外の寡婦については、引き続き「寡婦控除」として適用することとし、所得制限(所得500万円)が設けられました。

本人が女性の場合

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子あり	35万円	35万円	35万円
	子以外	27万円	27万円	—
	無し	27万円	—	—

本人が男性の場合

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子あり	35万円	35万円	35万円
	子以外	—	—	—
	無し	—	—	—